

琉球大学研究基盤センター受託試験等取扱要項

平成28年11月16日
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、琉球大学研究基盤センター利用規程第3条第2項に基づき、琉球大学研究基盤センター（以下「センター」という。）における受託試験に関し、必要な事項を定める。

(受託試験の依頼)

第2条 受託試験を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、研究基盤センター長（以下「センター長」という。）に、受託試験等依頼申込書（別紙様式1）を原則として試験予定日より7日以前に提出する。

2 依頼者は、受託試験等依頼申込書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を遅滞なくセンター長に申し出て、所定の手続を行わなければならない。

(受託試験の実施および試験試料の取扱い)

第3条 受託試験の実施および試験試料の取扱いに関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる依頼者の受ける損害に対して、センターは責任を負わない。

ア 天災等やむを得ない事由により、受託試験を中止し損害が発生したとき。

イ 提出された試験試料に損害が生じたとき。

(2) センター長が必要と認めたときは、試験試料の再提出を求めることができる。

(3) 試験試料の搬入及び搬出は、すべて依頼者が行うものとする。

(4) センター長は、依頼者の利用目的や試験試料等が不適切と判断したときは、受け入れを拒否することができる。

(依頼者への通知)

第4条 センター長は、第3条に規定する申込みに対し、センターでの試験実施の許可を決定し、依頼者にその旨を通知する。

2 センター長は、当該受託試験が終了したときは、受託試験結果報告書（様式任意）により、通知する。

(機密保持)

第5条 センター長及び依頼者は、受託試験で得られたデータ、もしくは知り得た情報について、原則として非公開とすることができる。

2 依頼者は、データの外部への公表において、いかなる場合も琉球大学名を使用してはならない。

ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りではない。

3 前第2項に反して、学外に公表したことで琉球大学が受けた被害及び損害については、依頼者が賠償するものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、受託試験の実施に必要な事項は、センター長が別に定める。

(改廃)

第7条 この要項の改廃は、研究基盤センター運営委員会の議を経てセンター長が行う。

附 則 (平成28年11月16日)

- 1 この規程は、平成28年11月16日から施行し、平成28年10月1日から適用する。
- 2 琉球大学機器分析支援センター受託試験等取扱要綱(平成18年4月1日制定)は廃止する。

別表（受託試験に使用する機器）

誘導結合プラズマ分析装置 (ICP) による分析
放射線検出器による測定
粉末 X 線回折装置による X 線回折
レーザーイオン化飛行時間型質量分析装置 (核酸・タンパク質の質量分析)
ガスクロマトグラフ質量分析装置 (脂質関連物質成分の GC-MS 分析)
走査型電子顕微鏡 (SEM)
エネルギー分散型電子線マイクロアナライザー定性分析
エネルギー分散型電子線マイクロアナライザー定量分析 (スタンダードレス法)
電子顕微鏡用前処理 (イオンスパッター)
岩種の目視判定 (粗骨材)
偏光顕微鏡観察
細骨剤の岩種構成 (ポイントカウント法)
ゲルの確認分析 (SEM-EDS 法)
蛍光 X 線分析 (定性分析)
蛍光 X 線分析 (定量分析)
元素分析装置 (CHN-NC)
水の水素酸素同位体比分析 (分光式同位体比質量分析計)
ガスクロマトグラフ分析装置 (ガス分析)